

公募型プロポーザルの実施に関する公表

公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

令和4年4月18日

鴻巣市長 原口 和久

1 業務概要

(1) 業務名 鴻巣市立地適正化計画策定業務委託

(2) 業務内容

人口減少・高齢化社会を見据え、持続可能で安全・安心なまちづくりを推進するため、鴻巣市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの実現に向けて、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する。

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月14日（木）まで

2 資格要件、選定基準、評価基準及び失格基準

(1) 提案者に要求される資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、以下のすべての条件を満たすものとし、契約締結までに参加資格を有さなくなった場合には、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、複数企業による共同参加は認めない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

②公表日以後に鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けている期間がないこと。

③鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第10条の資格者名簿において、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。

④建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。

⑤過去3年間において、埼玉県及び近隣都県内（東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県）において、本市と同等規模以上の地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務を受注した実績を有する者であること。

同種業務	立地適正化計画策定・策定支援・改訂
------	-------------------

⑥次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

ア 管理技術者

・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者

・過去3年間において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務の実績があること。

イ 照査技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者
- ・照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

- ・適正に業務を実施する者であること。
- ・過去3年間に於いて、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務の実績があること。
- ・担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

(2) 提案者を選定するための評価基準

既提出の鴻巣市指名競争等入札参加資格申請時に提出された「営業経歴書」「決算書類(写)」に基づき、以下の評価項目を評価の上、提案者を8者選定する。

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等
契約不適合責任担保力	契約不適合に対する責任はとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
社会貢献（倫理観）	社会貢献度があるか	I S O等の取得状況 育児、介護休暇等の優遇等

(3) 企画提案書を採用するための評価基準

「別紙3：鴻巣市立地適正化計画策定業務委託 審査基準書」のとおり

(4) 提案者の失格基準

- ①「参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施説明書に適合しない場合
- ④見積額が事業費限度額を超えている場合
- ⑤ヒアリング審査に参加しなかった場合
- ⑥選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑦前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

3 手続き等

- (1) 担当課 鴻巣市 都市建設部 都市計画課
- (2) 実施説明書、仕様書等の配布期間、場所及び方法

①配布期間 令和4年4月18日(月)～令和4年4月27日(水)12時まで  
(ただし、直接配布は、令和4年4月25日(月)までの土日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで行うこととし、事前に**必ず連絡すること。**)

②配布方法 鴻巣市 都市建設部 都市計画課窓口又は鴻巣市ホームページ  
<https://www.city.kunosu.saitama.jp/soshiki/toshikensetsu/tosikei/ritteki/1649826546915.html>  
よりダウンロード

(3) 参加申込書の提出場所及び方法

①受付期間 令和4年4月18日(月)～令和4年4月27日(水)12時まで  
(ただし、土日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(最終日を除く))

②提出場所 鴻巣市 都市建設部 都市計画課窓口

③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)

④提出書類

- ・「別紙4：参加申込書(様式第6号)」 1部
- ・「別紙5：技術資料」 1部

(4) 質問及び回答の受付期間及び方法

①質問の方法 「別紙6：質問書」を提出する。

②質問書の受付期間 令和4年4月18日(月)～令和4年4月22日(金)12時まで

③質問書の提出方法 電子メールに添付して「都市計画課」まで送付する。なお、送信後は、必ず送信確認として電話連絡をすること。また、メール件名、ファイル名、メールアドレスは以下のとおりとする。

メール件名：「【会社名】鴻巣市立地適正化計画策定業務委託(質問書)」  
ファイル名：「別紙6：質問書」  
メールアドレス：「tosikei@city.kunosu.saitama.jp」  
電話番号：048-541-1321(内線3273)

④質問書の回答日 令和4年4月25日(月)12時まで

⑤質問書の回答方法 鴻巣市ホームページに公開

(5) 提案者の選定日

①日 時 令和4年4月28日(木)

②案内方法 郵送及び電子メールにて通知

(6) 企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

①提出期間 令和4年4月28日(木)  
～令和4年5月26日(木)午後5時15分まで  
(ただし、土日休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)

②提出場所 鴻巣市 都市建設部 都市計画課窓口

③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は必着)

(7) 提案書の選定日(提案者ヒアリング)

①日 時 令和4年6月1日(水)

②場 所 鴻巣市役所内(詳細は提案者の選定時に通知)

(8) 問合せ先

鴻巣市 都市建設部 都市計画課(担当：柳)

所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話番号：048-541-1321（内線3273）

ファックス：048-577-8464

E-mail：tosikei@city.kounosu.saitama.jp

(9) その他

- 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- 実施説明書、仕様書を熟読の上、参加すること。
- 最終的に選考された契約の相手方となる候補者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。